(t)　「ＵＮＣＩＴＲＡＬ仲裁規則」とは、国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則をいう。

(u)　「ＣＰＣ」とは、暫定的な中央生産物分類（統計文書Ｍ第七十七号、国際連合国際経済社会局統計部、ニューヨーク、千九百九十一年）をいう。

(v)　「ＪＳＩＣ」とは、日本国総務省が作成し、二千二十三年七月二十七日に改定した日本標準産業分類をいう。

第二条　投資の促進及び許可

１　一方の締約国は、自国の区域において他方の締約国の投資家による投資が行われるための良好な条件を醸成する。

２　一方の締約国は、自国の関係法令（外国人による所有及び支配に関するものを含む。）に従って権限を行使する自国の権利を留保の上、他方の締約国の投資家による投資を許可する。

第三条　内国民待遇

１　一方の締約国は、自国の区域において、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において自国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

２　１の規定は、一方の締約国が、自国の区域における他方の締約国の投資家の投資活動に関して特別な手続を定める措置を採用し、又は維持することを妨げるものと解してはならない。ただし、当該手続は、この協定に基づく当該他方の締約国の投資家の権利を実質的に害するものであってはならない。

３　待遇がこの条に規定する「同様の状況」において与えられるものであるかどうかは、当該状況の全体（当該待遇が公共の福祉に係る正当な目的に基づいて投資財産又は投資家を区別するものであるかどうかを含む。）によって判断する。

第四条　最恵国待遇

１　一方の締約国は、自国の区域において、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において第三国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

２　一方の締約国は、自国の区域において、投資の許可に関連する事項に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において第三国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

３　２の規定は、次のものについては、適用しない。

(a)　次のものに関する措置

(i)　土地の取得又は賃貸借

(ii)　補助金

(iii)　政府調達

(b)　締約国が相互主義に基づいて第三国の投資家及びその投資財産に与える待遇

(c)　航空、漁業又は海事（海難救助を含む。）に関する二国間又は多数国間の国際協定の当事国であることに伴う特恵的な待遇

(d)　法の執行及び矯正に係るサービスへの投資に関する措置並びに所得に関する保障又は保険、社会保障又は社会保険、社会福祉、公衆のための訓練、保健、保育、公営住宅等の社会事業サービスへの投資に関する措置

(e)　電信サービス、公営競技等に係るサービス、たばこの製造、各締約国の中央銀行の銀行券の製造、貨幣の製造及び販売並びに郵便サービスへの投資に関する措置

(f)　締約国の領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業への投資に関する措置

(g)　この協定の効力発生の日の状況の下で締約国の政府が認識していたか、若しくは認識し得た産業以外の産業への投資に関する措置又はこの協定の効力発生の日には技術的に投資が可能でなかった産業への投資に関する措置

注釈　この協定の効力発生の日にＪＳＩＣ又はＣＰＣにおいて明示的かつ具体的な記述により分類されている産業は、同日に日本国政府が認識し得たものとする。

４　いずれの一方の締約国も、この協定の効力発生の日の後に３の規定が対象とする措置を採用する場合には、他方の締約国の投資家に対し、その国籍を理由として、当該措置が効力を生じた時点で存在する投資財産を売却その他の方法で処分することを要求してはならない。

５　この条に規定する待遇には、国際協定に規定する国際的な紛争解決のための手続又は制度を含まない。

６　この条の規定は、一方の締約国に対し、自国が当事国である自由貿易地域、関税同盟、共同市場、経済同盟その他これらに類する統合のための協定から生ずる利益、利点又は特権を他方の締約国の投資家及びその投資財産に与える義務を課するものではない。

７　この条の規定は、いずれか一方の締約国に対し、この協定の効力発生の前に当該一方の締約国が署名した国際協定に基づいて与えるより好ましい待遇を他方の締約国の投資家及びその投資財産に与える義務を課するものではない。

８　待遇がこの条に規定する「同様の状況」において与えられるものであるかどうかは、当該状況の全体（当該待遇が公共の福祉に係る正当な目的に基づいて投資財産又は投資家を区別するものであるかどうかを含む。）によって判断する。

第五条　一般的待遇

１　一方の締約国は、自国の区域において、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、国際慣習法に基づく待遇（公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む。）を与える。「公正かつ衡平な待遇」及び「十分な保護及び保障」の概念は、外国人の待遇に関する国際慣習法上の最低基準が要求する待遇以上の待遇を与えることを求めるものではなく、また、追加の実質的な権利を創設するものではない。

２(a)　「公正かつ衡平な待遇」には、法の正当な手続の原則に従った刑事上若しくは民事上の訴訟手続又は行政上の裁決手続における裁判を行うことを拒否しないとの締約国の義務を含む。

(b)　「十分な保護及び保障」の要件により、各締約国は、国際慣習法上求められる程度の警察の保護を与えることが義務付けられる。

３　この協定の他の規定又は他の国際協定に対する違反があった旨の決定が行われることは、この条の規定に対する違反があったことを証明するものではない。

第六条　裁判所の裁判を受ける権利

一方の締約国は、自国の区域において、他方の締約国の投資家の権利の行使及び擁護のため全ての審級にわたり裁判所の裁判を受け、及び行政機関に対して申立てをする権利に関し、当該他方の締約国の投資家に対し、同様の状況において自国の投資家又は第三国の投資家に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

第七条　貿易に関連する投資措置に関する協定に基づく権利及び義務

１　両締約国は、世界貿易機関設立協定附属書一Ａ貿易に関連する投資措置に関する協定に基づく自国の権利及び義務を再確認する。

２　この条の規定の適用に関する紛争は、第二十二条２から８まで及び第二十三条の規定の対象とならない。

第八条　透明性

１　各締約国は、自国の法令、行政上の手続、一般に適用される行政上及び司法上の決定並びに国際協定であって、この協定の実施及び運用に関連し、又は影響を及ぼすものを速やかに公表し、又は公に入手可能なものとする。